

1. 議 事 日 程（5日目）

（令和6年那智勝浦町議会第2回定例会）

令和6年6月20日

9時30分 開 議

於 議 場

|      |                      |                                                     |     |
|------|----------------------|-----------------------------------------------------|-----|
| 日程第1 | 議案第51号               | 那智勝浦町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例……………                 | 197 |
| 日程第2 | 議案第52号               | 損害賠償の額の決定及び和解について……………                              | 198 |
| 日程第3 | 議案第53号               | 令和6年度那智勝浦町一般会計補正予算（第4号）……………                        | 199 |
| 日程第4 | 議案第54号               | 令和6年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第1号）……………                   | 203 |
| 日程第5 | 選第 1号                | 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙……………                             | 205 |
| 日程第6 | 意見書第1号               | 下里地内に設けられるインターチェンジの名称に関する意見書（案）（総務経済常任委員会審査報告）…………… | 205 |
| 日程第7 | 委員会所管事務調査継続調査要求…………… |                                                     | 208 |
| 日程第8 | 閉会中の継続調査要求……………      |                                                     | 208 |
| 日程第9 | 議員派遣について……………        |                                                     | 209 |

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 引 地 稔 治 | 2番  | 吾 妻 正 崇 |
| 3番  | 城 本 和 男 | 4番  | 曾 根 和 仁 |
| 5番  | 藤 社 和 美 | 6番  | 西 太 吉   |
| 7番  | 加 藤 康 高 | 9番  | 松 本 和 彦 |
| 10番 | 津 本 ・ 光 | 11番 | 勝 山 則 子 |

3. 欠席、遅参、離席及び早退議員は次のとおりである。

|    |       |    |
|----|-------|----|
| 8番 | 東 信 介 | 欠席 |
|----|-------|----|

4. 地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名（15名）

|         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| 町 長     | 堀 順一郎   | 副 町 長   | 瀧 本 雄 之 |
| 教 育 長   | 岡 田 秀 洋 | 総 務 課 長 | 田 中 逸 雄 |
| 税 務 課 長 | 増 田 晋   | 住 民 課 長 | 太 田 貴 郎 |
| 福 祉 課 長 | 仲 紀 彦   | こども未来課長 | 竹 原 大 二 |
| 観光企画課長  | 畑 下 貴 幸 | 農林水産課長  | 村 井 弘 和 |
| 建 設 課 長 | 井 道 則 也 | 参事（消防長） | 湯 川 辰 也 |
| 教 育 次 長 | 中 村 崇   | 水 道 課 長 | 楠 本 定   |
| 病院事務長   | 寺 本 齐 弘 |         |         |

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（3名）

|         |         |
|---------|---------|
| 事 務 局 長 | 寺 本 尚 史 |
|---------|---------|

事務局主任 上 仲 映 豪

事務局主査 北 郡 克 至

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

〔4 番曾根和仁議長席に着く〕

○議長（曾根和仁君） おはようございます。

報道各社から議場での撮影許可の申出がありました。本件について、議長はこれを許可しましたので報告します。

なお、報道関係の皆様をお願いいたします。撮影は傍聴席から行い、議事の妨げにならないよう、傍聴の妨げにならないよう御配慮をお願いいたします。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

9 時30分 開議

○議長（曾根和仁君） ただいまから再開します。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第 1 議案第 5 1 号 那智勝浦町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（曾根和仁君） 日程第 1、議案第51号那智勝浦町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長仲君。

○福祉課長（仲 紀彦君） おはようございます。よろしくをお願いいたします。

議案第51号那智勝浦町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

次のページをお願いします。

那智勝浦町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和60年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

説明は、別添の新旧対照表により説明させていただきます。そちらを御覧ください。

今回の改正は、災害弔慰金の支給等に関する法律の改正によりお願いするものでございます。市町村は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給認定等を審議するための審査委員会を置くよう努めることとされたことに伴い所要の改正を行うものでございます。

左の、表の左側、改正後を御覧ください。

第 5 章雑則（支給審査委員会の設置）第17条、町に、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、支給審査委員会を置く。2、支給審査委員会の委員は、医師、弁護士、その他町長が必要と認める者のうちから町長が任命する。3、前項に定めるもののほか、支給審査委員会に関し必要な事項は町長が定めるとしてございます。今回の改正により、審査委員会の設置を明確化することで、発災後の弔慰金の認定等が遅れることがないように審査会体制の構築を事前に進めておくものでございます。

改正文にお戻りください。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第51号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第52号 損害賠償の額の決定及び和解について

○議長（曾根和仁君） 日程第2、議案第52号損害賠償の額の決定及び和解についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

病院事務長寺本君。

○病院事務長（寺本齊弘君） 議案第52号について御説明申し上げます。

議案第52号損害賠償の額の決定及び和解について。

次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求める。

今回の事件は、令和2年1月に胸椎椎体骨折の治療で入院中の患者が、胸随損傷の診断を受け、障害が残存した件で、入院の際の診断内容及び入院中の看護の方法について、当院職員の過失ないし注意義務違反があったとして令和4年7月1日付で損害賠償請求訴訟が提起されました。患者様は令和4年3月にお亡くなりになっており、その御家族4名が原告、町が被告となっております。

これまで11回の口頭弁論等が行われ、このたび裁判所より和解案が示されたことから、病院内、また役場内で協議し和解案を受け入れるとの結論に至りましたので、今回議会の議決をお願いするものでございます。和解金は200万円でございます。

なお、御可決賜りましたら、次回期日において和解成立となる予定でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第52号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 議案第53号 令和6年度那智勝浦町一般会計補正予算（第4号）

○議長（曾根和仁君） 日程第3、議案第53号令和6年度那智勝浦町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

観光企画課長畑下君。

○観光企画課長（畑下貴幸君） 議案第53号令和6年度那智勝浦町一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,410万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109億9,336万5,000円とするものでございます。

2ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款15国庫支出金と款21諸収入で、歳入合計で補正前の額109億926万5,000円に補正額で8,410万円を追加し、計109億9,336万5,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費から款7土木費までで、歳出合計は補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でございます。

4ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括として、このページの歳入と次の5ページの歳出についてそれぞれ8,410万円の増額をお願いしてございます。

5ページの歳出補正額の財源内訳でございますが、国県支出金3,410万円の増額、その他5,000万円の増額となっております。

6ページをお願いします。

2、歳入でございます。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節6物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金3,410万円は、後ほど歳出で説明します観光企画課分の1,100万円及び建設課分の2,310万円の街路灯と区民会館のLED化に係る国10分の10の補助金を受け入れるものでございます。

款21諸収入、項3受託事業収入、目1受託事業収入、節1受託事業収入、補正額5,000万円の増額につきましては、観光庁の特別な体験の提供等によるインバウンド消費の拡大・質向上推進事業について、5月30日に採択の内定を受け、調査検証をする事業の委託金を受け入れるものであります。こちらについても国からの補助率は10分の10となっております。詳細は歳出で説明させていただきます。

7ページをお願いします。

3、歳出です。

款2総務費、項1総務管理費、目7企画費、節18負担金、補助金及び交付金、補正額1,100万円の増額につきましては、物価高騰の影響を受けている区への支援として、後ほど建設課が説明する街路灯のLED化事業と一体として行うものであります。観光企画分としては、各区において街路灯のLED化が進んでいるところもありますので、既にLED化を進めていただいている区を対象としまして、過去のLED化に際し区が負担していただいた相当額を上限として区民会館の照明をLED化する費用に対し補助するものでございます。

款6商工費、項2観光費、目2観光振興費、節12委託費、補正額5,000万円の増額につきましては、歳入で申し上げました特別な体験の提供等によるインバウンド消費の拡大・質向上推進事業の調査検証に資する事業に係る委託費でございます。

観光企画課関係資料を御覧ください。

本事業につきましては、観光資源、自然文化、食、スポーツなどを早朝、夜間や未公開非混雑エリア等の活用と組み合わせ、これまでにないインバウンド需要を創出し、特別な体験として提供することで波及効果等について調査検証する事業でございます。世界遺産、生マグロの特別感を持った3つの体験コンテンツを構成し、熊野文化、食のブランド化を同時に推進し、滞在型の宿泊事業創出や地域内での消費拡大を行うものであります。

観光企画課の関係は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（曾根和仁君） 建設課長井道君。

○建設課長（井道則也君） 建設課の関係につきまして御説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款 7 土木費、項 2 道路橋梁費、目 1 道路維持費、節 18 負担金、補助及び交付金、補正額 2,310 万円の増額をお願いするもので、説明欄記載の物価高騰対応重点支援補助金でございます。各区所有の蛍光灯の街路灯を L E D に取替えるに当たり補助するものでございます。現在、町内全体で各区の所有する街路灯総数は約 1,950 基、そのうち蛍光灯の街路灯は約 1,050 基設置されています。なお、1 か所当たりの取替え費用については 2 万 2,000 円を見込んでいます。

建設課の説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

3 番城本君。

○3 番（城本和男君） 今回の補正なんですけども、物価、6 ページですね。

物価高騰対応重点支援事業ということなんですけども、住民の方々はですね、物価高に苦しんでおられるというか、ごみ袋の話もあったり、その水道の値上げの話もあったりですね、せっかくの住民への支援なんですけども、まず一つは補正ですね。当初の補正をまず入れられなかったのかなというの、せっかくの支援ですからもう少し P R してもいいのかなと。

それと、定額減税とかが見えない中で、本町は既にコロナの給付金とかいろんな事業をやっていますんで十分かと思うんですが、やはり住民の方ですね、物価高への住民の方の支援にこれが直接結びつくのかな、これでいいのかなというのが少しお伺いしたいんですけども。

○議長（曾根和仁君） 総務課長田中君。

○総務課長（田中逸雄君） お答えいたします。

まず、当初の補正予算のほうに入れられなかったかということでございますけども、当事業につきましては令和 5 年度の国庫補助金が国のほうで本省繰越しということで今年度に繰り越されてきたものでございます。検討を始めるのが遅くなってしまったことということもございまして、今回の追加議案となったものでございます。もう少し早くこの方針を決めればよかったんですけども、少し遅くなってしまいまして申し訳ございません。

それとあと、物価高騰でその町民の負担軽減につながるのかどうかということでございますけども、各区所有の街路灯につきましては、区民の皆さんの区費をもって各区においてその電気料を支払いしております。各区においてはなかなか区の運営でお困りということもお聞きしておりますので、今回 L E D 化することで電気料金が低減されれば助かるのではないかなというふうに考えた次第でございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 3 番城本君。

○3 番（城本和男君） せっかくの物価対策の補助金でありますので、有効に活用していただきたいと思いますが、これ、区民会館の L E D 化って言いましたか。区民会館の改修の補助金じゃなしに、L E D 化ですよ、今回はね。

それに関係してですね、これらの補助金の要綱みたいなのはあるんかどうか、これ一時的な

もんなのかもしれませんが、ちょっと補助金の要綱なんかはちゃんと整備されてるんかどうかお伺いしたいと思います。

それと、同じく6ページのこの特別体験提供、インバウンド関係で、私これ今の時期すごくうれしいなと思うんですけども、この受託事業収入というのがこれ初めてなんですけども、これ実施主体はまず町なんです。町が実施主体になって、委託料でどこへ委託する事業なのか、そこら辺り説明お願いしたいんですけど。

○議長（曾根和仁君） 観光企画課長畑下君。

○観光企画課長（畑下貴幸君） 区民会館の要綱、また街路灯への補助の要綱ですね。こちらのほうはこれから今つくっておりますので、また周知するタイミング、なるべく早くしてお知らせしていきたいと思っております。

こちらですね、インバウンドの補助金の関係なんですけども、委託先についてはですね、今観光庁に内定いただいて、これからどういう形で選定していくのかというところ、今まだ観光庁と詰めているところであります。どういう手法ですべきかというところでまだ決まってないというのが現状です。

〔「単年度やから今年1年限り」と呼ぶ者あり〕

すいません、度々申し訳ないです。今回の補助については、今年度限りということになりますのでよろしくお願いします。

〔「LEDの」と呼ぶ者あり〕

すいません、LEDの区民会館の関係の補助は本年度限りになります。

○議長（曾根和仁君） 3番城本君。

○3番（城本和男君） せっかくの物価対策の関係でありますので、その趣旨にのっとっていただきたいと思います。そして、せっかく町としてやっている事業でございますので、区民の、区のほうへですね、ちゃんと広報なりしていただきたいと思います。

それと、このインバウンドの関係は、この観光庁が主導して選定もこれからで、業者もこれからみたいな話ですね。まだ決まってすぐの話かと思えますけども。ちょっと中身が見えにくいところもあるんですけども、しっかりインバウンド対策やっていただきたいと思います。どうかよろしくお願いします。

○議長（曾根和仁君） 副町長瀧本君。

○副町長（瀧本雄之君） LED関係でございますけども、これは先ほど観光企画課長が申しましたとおり、本年度限り、補助金の関係でなるので、今度防災の総会がございますので、大体区長さんがそこにお集まりいただけるということで、そこへこの今日の補正予算が通していただいたあと、区長の皆さんに説明に上がって、当日来ていない区長さんのところにはまた戸別で回らせていただいて周知を図っていきたい。というのも、後ろ、今年度ということで後ろが2月ぐらいをめどに仕上げたいと思っておりますので、かなり各区にも急いで着手していただきたいという思いもありますので、そのように周知を今から進めていききたいと思います。どうかよろしくお願いします。



○議長（曾根和仁君） 観光企画課長畑下君。

○観光企画課長（畑下貴幸君） 御意見いただきましたインバウンドの対策について、高付加価値ということでこちらのほうで、こちら町としても課題と感じておりますので、この実証実験、調査事業を通してですね、いろんなニーズがつかめていければと思っておりますので、またそこら辺の効果検証もしっかりしていきたいと思います。

以上です。

○議長（曾根和仁君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第53号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第54号 令和6年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第1号）

○議長（曾根和仁君） 日程第4、議案第54号令和6年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

病院事務長寺本君。

○病院事務長（寺本齊弘君） 議案第54号令和6年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

本議案につきましては、先ほどの議案第52号で御承認いただきました和解に伴う損害賠償金の決定による予算措置に関するものでございます。

1ページをお願いいたします。

第1条、令和6年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和6年度那智勝浦町立温泉病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございます。

第1款病院事業収益、既決予定額23億6,518万6,000円に補正予定額600万円を追加し、計23億7,118万6,000円。その内訳ですが、第3項特別利益、既決予定額8万9,000円に補正予定額600万円を追加し、計608万9,000円とするものでございます。

続いて、支出の部です。

第1款病院事業費用、既決予定額24億7,742万7,000円に補正予定額600万円を追加し、計24億8,342万7,000円。内訳といたしまして、第3項特別損失、既決予定額850万円に補正予定額600万円を追加し、計1,450万円とするものでございます。

次のページをお願いします。

予算に関する説明書、実施計画となります。内容につきましては1ページの説明と重複いたしますので説明を省略させていただきます。

3ページをお願いします。

実施計画明細書でございます。

収益的収入及び支出、収入の部。

款1病院事業収益、項3特別利益、目2その他特別利益、補正予定額600万円の増額は、説明欄記載の病院賠償責任保険であり、損害保険ジャパン株式会社より受け入れるものでございます。

続いて、支出の部。

款1病院事業費用、項3特別損失、目2その他特別損失600万円の増額につきましては、説明欄記載の損害賠償金200万円と弁護士費用400万円でございます。損害賠償金につきましては裁判所からの和解案、弁護士費用につきましては保険会社算定基準に基づくものとなっております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曽根和仁君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曽根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曽根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曽根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曽根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第54号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第5 選第1号 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙**

○議長（曾根和仁君） 日程第5 選第1号選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

第2日目（6月13日）に選考委員を指名して選考をお願いいたしました。その結果が議長に報告されておりますので、議長から那智勝浦町選挙管理委員会委員及び補充員を指名いたします。

資料はお手元に配付してあります。

那智勝浦町選挙管理委員会委員に、小坂直君、伊藤松枝君、田代雅伸君、坪野賢一郎君。補充員に、第1順位御前仁子君、第2順位寺本資久君、第3順位西比古次君、第4順位尾崎明弘君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました那智勝浦町選挙管理委員会委員及び補充員を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、那智勝浦町選挙管理委員会委員に、小坂直君、伊藤松枝君、田代雅伸君、坪野賢一郎君。補充員に、第1順位御前仁子君、第2順位寺本資久君、第3順位西比古次君、第4順位尾崎明弘君が当選されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第6 意見書第1号 下里地内に設けられるインターチェンジの名称に関する意見書  
（案）（総務経済常任委員会審査報告）**

○議長（曾根和仁君） 日程第6、意見書第1号下里地内に設けられるインターチェンジの名称に関する意見書（案）（総務経済常任委員会審査報告）を議題とします。

総務経済常任委員長からお手元に配付のとおり、委員会審査報告書が議長宛て届いておりますので、局長から朗読させます。

議会事務局長寺本君。

○事務局長（寺本尚史君） 朗読いたします。

〔意見会審査報告書朗読〕

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 本件について委員長の報告を求めます。

7番加藤君。

○7番（加藤康高君） それでは、総務経済常任委員会の経過を報告させていただきます。

去る3月21日、第1回定例会において、意見書第1号下里地内に設けられるインターチェンジの名称に関する意見書が当委員会に付託されました。同日委員会を開催し、次の議会までの継続調査要求を議会にお願いしております。

5月8日、総務経済常任委員会を開催、付託された意見書について審議を行いました。審議の中で委員会から様々な意見が出されましたが、かねがね表現がきついというものでした。そして、新たな表現に修正したらどうかと提案があり、委員会が終了しています。

6月13日、総務経済常任委員会を開催、付託された意見書に対する修正案が西委員より提出され、原案と併せて審査いたしました。そして、採決の結果、修正案に対する賛成が多数と認め、委員会として修正案を可決すべきものとし、本会議に報告することに決定いたしました。

以上でございます。

○議長（曽根和仁君） 委員長に対して質疑を許可します。

3番城本君。

○3番（城本和男君） 質疑構わん。

〔「構わん」と呼ぶ者あり〕

構わんですよ。

〔「構わん」と呼ぶ者あり〕

別に……

〔「構わん」と呼ぶ者あり〕

賛成せなあかん。

失礼しました。本意見書につきまして、私、3月議会のほうへ提出をさせていただきました。総務常任委員会の付託が必要ということで委員会のほうで審議をいただきましたけども、私の意見書、意見書案がですね、十分でなく、皆様にお認めいただけなかった、深く反省をしております。また、委員長をはじめ6番議員さんには意見書内容について委員の皆様にご理解いただけるように調整をいたしまして本当にありがとうございます。内容については私も異論のないところでございます。

しかしながら、この意見書の名称がですね、変わってしまっていること、それと内容が大きく変更されたことなど、地域の声を取りまとめ意見書を出した私と、提出者といたしましては、地域の皆さんにも説明する必要があるとございます。この意見書の名称が変わったこと、その内容が修正されたことについてどのような、もう少しですね、どのような理由でそうなったのか、その点お伺いしたいと思います。

○議長（曽根和仁君） 7番加藤君。

○7番（加藤康高君） すいません、お答えします。

今、3番議員さんから質問がございましたけども、当初からですね、この委員会の中でちょっと言い回しがきついとかそういう話がありまして、結果的には何とか委員会としても意見書を上げれないかという部分を踏まえましてですね、表現を柔らかくしてそういう形で採択できるような形で委員の皆さんの意見を集約して上げさせていただいたという形になっておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（曽根和仁君） ほかに質疑はありませんか。

1番引地君。

○1番（引地稔治君） その地元自治体と十分に協議を行っていいんですけどね、書かれているんですけど、これ国交省自体、地元自治体と十分に協議を行って、当たり前のことであってね、十分協議してやと思いますよ。こんなもん地元自治体協議なしに決めるわけじゃないじゃないですか。それをあえてこうやって出したことに対してね、そのときそういう、委員会僕、その5月の8日のやつあまり傍聴してなかったんですけどね、そのときも、この間6月何日のときはそういう議論はなかったんですけどね、全くそういう議論は2回か3回やった上でなかったんですかね。

○議長（曽根和仁君） 7番加藤君。

○7番（加藤康高君） お答えします。

今、地元自治体における十分な協議とかは当たり前ということで、そのような議論がなかったかということなんですけども、それにつきましては再三お話は出ています。ですけども、やはり、どう言えがいいんですかね、その地域からの要望等があつて、委員会として一旦付託されてましたもので、どうしたらいいかというところを踏まえて今回こういう形で決定させていただいた次第です。

以上でございます。

○議長（曽根和仁君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曽根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曽根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「9番」と呼ぶ者あり〕

委員長報告は、修正して可決すべきものと決定していますので、報告について反対の討論から始めます。

反対です。

9番松本君。

○9番（松本和彦君） 委員会で当初からこの意見書については出す必要があるのかなとかということ発言させていただいておりました。その立場でなんですが、資料とか拝見させていただいても、先ほど1番議員さんがおっしゃってたように、地元自治体と十分協議っていうのがインターチェンジの名称の決定ということで何かNEXCOとかの資料にも記載されておりましたので、そもそもがこの議会として提出する意味があるのかなというところで疑問にも思っていましたので、私はこの意見書につきましては提出するべきものではないと考えておりますので反対をさせていただきます。

○議長（曽根和仁君） 次に、報告に賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 報告に反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） もう一回賛成か。もうええか。

討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、修正して可決すべきものと決定しております。

意見書第1号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（曾根和仁君） 起立多数です。したがって、本件は報告のとおり可決することに決定しました。

条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定しました。

申し訳ありません、少し、今字句、条項、字句、数字の発言について訂正してもう一度読み上げます。

お諮りします。

ただいま議決されました意見書第1号について、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7 委員会所管事務調査継続調査要求

○議長（曾根和仁君） 日程第7、委員会所管事務調査継続調査要求を議題とします。

総務経済、教育厚生各常任委員長及び議会運営委員長から、その所管事務について引き続き調査研究を行う必要があるため、次の定例会までの継続調査の申出が議長宛て届いております。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、次の定例会までの継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、各委員長から申出のとおり、次の定例会までの継続調査とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 閉会中の継続調査要求

○議長（曾根和仁君） 日程第8、閉会中の継続調査要求を議題とします。

議会広報編集委員長から、議会広報編集事務について閉会中も引き続き調査を行う必要があるため、次の定例会までの継続調査の申出が議長宛てに届いております。

お諮りします。

議会広報編集委員長から申出のとおり、次の定例会までの継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、議会広報編集委員長から申出のとおり、次の定例会までの継続調査とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第9 議員派遣について

○議長（曾根和仁君） 日程第9、議員派遣についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、和歌山県町村議会全議員研修会に議員を派遣したいと思います、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、お手元に配付のとおり議員派遣することに決定しました。

なお、閉会中の議会で議長及び議員が調査、会議等で必要な出張については議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、閉会中の議会で議長及び議員が調査、会議等で必要な出張については議長に委任することに決定しました。

お諮りします。

本定例会の本会議における発言に関し、会議録の調製時にその精査を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本定例会の本会議における発言に関し、会議録の調製時にその精査を議長に一任することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和6年第2回那智勝浦町議会定例会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

10時14分 閉会

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（曾根和仁君） 議員各位には、6月12日から本日20日までの間、多くの議案を慎重審議していただき、ありがとうございました。

季節は現在、梅雨入り間近の状況です。今後、蒸し暑い日が続くと予想されますが、健康に

御留意いただき、ますますの御尽力を期待いたします。当局の皆様、これから世界遺産登録20周年のPRが浸透し、お客様の増加が見込まれます。森林環境譲与税を使って作成された木製ベンチが2台大門坂駐車場に設置されましたが、ほぼ毎日観光客の憩いの場となっています。那智勝浦町を訪れて本当によかったと感じていただけるような細やかなおもてなしの推進をお願いいたします。

町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） 閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

第2回定例会におきまして、議員の皆様方には慎重なる御審議を賜りまして心から感謝を申し上げる次第でございます。上程案件につきましては、様々な御意見を頂戴したのもございますが、全て原案どおり御可決、御同意を賜りましたことを心から御礼を申し上げます。

会期中にいただきました御意見等につきましては、十分にこれを尊重し、検討させていただき、今後の町政運営をしてまいりたいと考えてございます。

さて、これから雨の多い時期を迎えることとなりますが、豪雨災害への対応など、一層気を引き締め、防災対応に取り組んでまいりたいと考えてございます。また、季節の変わり目で体調の崩しやすい時期となりますが、皆様方におかれましてもどうぞ御自愛くださいますようよろしくお願い申し上げます。

結びに、関係各位の御健勝を心からお祈り申し上げまして、本定例会の閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和 年 月 日

那智勝浦町議会 議長 曾 根 和 仁

那智勝浦町議会副議長 城 本 和 男

会議録署名議員 吾 妻 正 崇

会議録署名議員 藤 社 和 美